

令和4年2月7日

職員の懲戒処分について

世田谷区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

◎ 財務部職員の特別区民税・都民税減免申請に係る不適切な事務処理

1 被処分職員・処分内容

財務部

職種名：事務（職務名：一般事務） 主事 61歳 男性

減給5分の1 4か月

2 事故の概要

上記職員は、令和元年10月の台風19号の被災に伴う特別区民税・都民税の減免に係る申請書15件を未処理のまま放置したことにより、事故が判明するまでの間、申請者への還付が遅延するとともに、遅延による加算金10,100円を発生させ、区に損害を与えた。

3 処分年月日

令和4年2月4日